

東労発基第 844 号  
平成 28 年 12 月 16 号

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会  
東京都支部長 殿

東京労働局長  
(公印省略)

### 安全衛生教育及び研修の推進について

平素より東京労働局の労働安全衛生行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力をいただいておりますことに御礼を申し上げます。

さて、厚生労働省では安全衛生教育及び研修について、平成 3 年 1 月 21 日付け基発第 39 号（以下「推進通達」という。）に定める安全衛生教育推進要綱に基づき推進してきたところですが、第三次産業や昨今の製造業における災害増加、メンタルヘルス対策・化学物質のリスクアセスメントの推進の重要性等を踏まえ、別添の新旧対照表のとおり推進通達で定める安全衛生教育推進要綱が改正されたところです。

つきましては、この安全衛生教育等推進要綱に基づいて、労働者等の安全衛生教育及び研修を推進されますよう、関係者への周知等御協力をお願いいたします。